

**令和3年度「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に定める
特定調達品目の追加及び判断基準・配慮事項見直し等の概要**

1 過去の経過等

- 本県では、平成11年3月に「グリーン製品購入基本指針」（用度室所管）を制定し、環境配慮型製品の購入を推進してきた。
- 平成13年4月1日に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が施行され、国の「環境配慮物品等調達の推進に関する基本方針」が示され、地方公共団体にも環境物品の調達方針作成の努力義務が規定された。
- 本県では、関係部局と調整の上、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」を策定し、平成13年10月1日より施行している。
- 国の基本方針改正を踏まえ、令和3年度は以下のとおり県基本方針の見直しを行う。

2 県基本方針の見直しについて（案1）

令和3年度は、国の基本方針の改正内容に準じて基本方針本文及び判断基準等の見直しを行うこととする。（県独自分野・品目に関する改定は無し）

(1) 変更概要

ア 品目数

○令和2年度品目数 25分野 282品目 （国：22分野 275品目）

○令和3年度品目数 25分野 289品目 （国：22分野 282品目）

8品目追加、1品目削除、
24品目判断基準・配慮事項等見直し

イ 見直し内容（主な内容）

分野等	見直しを行う品目等	見直し内容
7 画像機器等	複合機	・消費電力等に係る1年間の経過措置の削除
	プリンタ	・消費電力等に係る1年間の経過措置の削除
	プリンタ複合機	・消費電力等に係る1年間の経過措置の削除
	スキャナ	・消費電力等に係る1年間の経過措置の削除
	プロジェクタ	・消費電力等に係る1年間の経過措置の削除
	トナーカートリッジ	・化学物質に係る備考の修正 ・タイプI環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加(エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること)
	インクカートリッジ	・化学物質に係る備考の修正 ・タイプI環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加(エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること)
8 電子計算機等	電子計算機	・サーバ型電子計算機のエネルギー消費効率等について、省エネ法(平成31年3月29日告示)のトップランナー基準値に変更 ・クライアント型電子計算機のエネルギー消費効率等について、省エネ法(平成31年3月29日告示)のトップランナー基準の85%達成又は国際エネルギースタープログラム Ver7.0の基準値に変更
11 家電製品	テレビジョン受信機	・受信機型サイズが39V型以下の製品のエネルギー消費効率基準について、経過措置を延長

12 エアコンディショナー等	エアコンディショナー	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用エアコンディショナー(パッケージエアコン)について、特定の化学物質に係る基準を適用
	ガスヒートポンプ式冷暖房機	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の化学物質に係る配慮事項を追加
15 公用車等	乗用車	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車を「乗用車」「小型バス」「小型貨物車」「バス等」「トラック等」「トラクタ」の6品目に分割するとともに、すべての車両について2段階基準を設定。 ・乗用車については、基準値1を電動車等、基準値2を次世代自動車とし、内燃機関を有する自動車については従前の燃費基準を適用とする変更。 ・乗用車以外については、基準値1を次世代自動車、基準値2を従前の燃費基準を適用とする変更。
	小型バス	
	小形貨物車	
	バス等	
	トラック等	
	トラクタ	
21 防災備蓄用品	ペットボトル飲料水	品目名称を「ペットボトル飲料水」から「災害備蓄用飲料水」に変更するとともに、適用範囲に係る記載を修正
22 ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	<ul style="list-style-type: none"> ・植物由来プラスチック配合率(10%以上から25%以上)、再生プラスチック配合率(10%以上から40%以上)の引き上げ(植物由来プラ配合率については経過措置の設定) ・タイプI環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加(エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること) *充填剤の不使用に係る判断の基準を追加
23 設備	太陽光発電システム(公共・産業用)	・太陽電池モジュール認証のJIS規格の改正に伴う見直し
	太陽熱利用システム(公共・産業用)	・太陽集熱器のJIS規格(JIS A 4112)の改正に伴う見直し。日集熱効率基準について、2段階基準の設定。
	テレワーク用ライセンス	・追加
	Web会議システム	・追加
24 公共工事	断熱材	・断熱材に関するトップランナー基準(平成25年12月経産省告示第270号)の改正に伴う配慮事項の見直し(硬質ウレタンフォーム断熱材を追加)
	変圧器	・エネルギー消費効率についてJIS規格の直接引用に変更
25 役務	輸配送	・エコドライブ10のすすめの改定に伴う見直し
	旅客輸送(自動車)	・エコドライブ10のすすめの改定に伴う見直し
	庁舎等において営業を行う小売業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンウェイのプラスチック製の買物袋(レジ袋)について、植物由来プラスチック原料の配合率基準値を10%から25%に引き上げ(植物由来プラ配合率については経過措置の設定) ・呼び厚さに係る判断の基準を追加 ・単一素材であるなど再生利用のための工夫を判断の基準に追加 ・配慮事項に、プラスチック製ごみ袋に係る判断の基準を満たす物品の使用を追加
	クリーニング	・エコドライブ10のすすめの改定に伴う見直し
	飲料自動販売機設置	<ul style="list-style-type: none"> ・缶・ボトル自販機に係るエネルギー消費効率基準値の追加(1000kWh以下) ・缶・ボトル自販機に係るエネルギー消費効率達成率の引き上げ(省エネ法トップランナー基準の120%) ・自販機本体へのLED照明の使用を判断の基準に追加 ・屋内に設置する自販機について、照明の常時消灯を判断の基準に設定(配慮事項からの格上げ) ・回収時に使用するプラスチック製ごみ袋は判断の基準を

		満たしたものであることを配慮事項に設定
	引越輸送	・エコドライブ 10 のすすめの改定に伴う見直し
	会議運営	・エコドライブ 10 のすすめの改定に伴う見直し

<参考 1> 県独自の分野・品目一覧表

分野	品目	設定理由
(2 納入印刷物)	納入印刷物	<県独自分野> 国では役務分野として設定。 納入印刷物については、当県の財務会計上、物品扱いとしている。
(3 文具類)	クリアフォルダー	再生材の利用促進
	紙製つづりひも	県内産業の活性化（古紙パルプ製造）に資するため。
4 雑貨類	ペーパータオル	<県独自分野> ペーパータオル、キッチンペーパーは、県内産業の活性化（古紙パルプ製造）に資するため。 その他も、生産材料等の使用について定めており、再生材料の利用推進に資するため。
	キッチンペーパー	
	布製バック	
	紙ひも	
	水切り袋	
	トイレットペーパー	
	ティッシュペーパー	
6 木製受注家具	木製受注家具	<県独自分野> 県産材の積極的な利用促進に資するため。
(20 設備)	風力発電システム	導入推進に係る環境配慮。

* 分野内（ ）は国の基本方針と同じ分野

<参考 2> 静岡県環境物品等の調達に関する基本方針の見直し状況等

H11. 3	「グリーン製品購入基本指針」策定（用度室）	
H13. 10. 1	15 分野 103 品目	地球環境室と用度室で「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」を策定
H14. 4. 1	16 分野 169 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
H15. 4. 1	18 分野 194 品目	
H16. 4. 1	19 分野 218 品目	
H17. 4. 1	20 分野 221 品目	
H18. 4. 1	20 分野 228 品目	
H19. 4. 1	20 分野 235 品目	
H20. 4. 1	21 分野 250 品目	
H21. 4. 1	22 分野 259 品目	
H22. 4. 1	22 分野 271 品目	
H23. 4. 1	22 分野 265 品目	
H24. 4. 1	22 分野 265 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
H25. 4. 1	22 分野 270 品目	
H26. 4. 1	22 分野 271 品目	
H27. 4. 1	24 分野 277 品目	
H28. 4. 1	24 分野 277 品目	
H29. 4. 1	24 分野 281 品目	
H30. 4. 1	24 分野 282 品目	
H31. 4. 1	24 分野 283 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
R2. 4. 1	25 分野 282 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施

3 令和3年度環境物品等調達方針及び調達目標の策定について（案2）

毎年度、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に基づいて、「環境物品等調達方針及び調達目標」を策定し、物品等の調達を実施している。

令和3年度については別添のとおりとし、令和2年度と同様の目標とする。

なお、2段階の判断の基準を設けた品目の実績は、基準値2を満たしているものを集計するものとする。

（参考）環境物品等の平成30、令和元年度調達実績及び令和2年度調達目標

品 目		H30 実績	R1 実績	R2 目標
1	用紙類	99.66%	99.80%	100%
2	納入印刷物	99.65%	89.98%	100%
3	文具類	98.98%	99.38%	100%
4	雑貨類	99.90%	99.98%	100%
5	オフィス家具等	99.78%	99.83%	100%
6	木製受注家具	100%	100%	100%
7	画像機器等	99.90%	99.09%	100%
8	電子計算機等	99.92%	99.50%	100%
9	オフィス機器等	100%	99.84%	100%
10	移動電話等	100%	100%	100%
11	家電製品	97.40%	98.45%	100%
12	エアコンディショナー等	100%	100%	100%
13	温水器等	100%	100%	100%
14	照明	100%	91.60%	100%
15	公用車等	83.99%	87.83%	100%
16	消火器	100%	100%	100%
17	制服・作業服	99.43%	99.34%	100%
18	インテリア・寝装	95.25%	100%	100%
19	作業用手袋	100%	100%	100%
20	その他の繊維製品	98.62%	100%	100%
21	防災備蓄用品	99.62%	100%	100%
22	ごみ袋等	-	-	100%

※公用車（台数ベース）を除いた分野は、金額ベース（環境基準適合物品購入額÷特定調達品目購入額）で算定

※数値目標は基本方針に定めている25分野のうち、物品に関わる22分野のみ設定（いずれも100%）。